

業務用建物脱炭素化設計支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、2050年の脱炭素社会実現に向けて、県内企業等が行う ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）及び ZEH-M（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・マンション）導入検討に係る設計等の費用の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 一 BELS 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- 二 ZEB 経済産業省「平成30年度 ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（平成31年3月）」における「（参考資料6）ZEBの定義と評価基準」の『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready 又は ZEB Oriented を満たし、BELS を取得する建築物をいう。
- 三 ZEH-M 経済産業省「令和元年度 ZEH ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ（令和2年4月）」における「（参考資料11）集合住宅における ZEH の定義一覧表」の『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready 又は ZEH-M Oriented を満たし、BELS を取得する集合住宅をいう。
- 四 上乗せ設計 ZEB 及び ZEH-M に係る設計検討及び省エネ計算をいう（BELS の評価申請を含む）。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、第4条で定める事業費を、建築士事務所又は建築士に支払った者であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- 一 県内に事務所又は営業所を有する法人、団体（国、地方公共団体等を除く）及び個人事業者
- 二 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- 三 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- 四 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(補助対象となる事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、県内で ZEB、ZEH-M を新築・改築する際に上乗せ設計を依頼し、ZEB、ZEH-M の BELS を取得した事業であって、その補助の対象となる施設及び補助金の額等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、証拠資料等により支払金額等が確認できる経費に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象とならない。

- 一 法令及び条例等に違反する事業
- 二 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等

(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)) が次のアからウのいずれかに該当する者であるときは、その事業

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

三 その他、知事が適当でないと認めた事業

(BELS の取得)

第 5 条 補助対象者は、第 6 条で定める補助金の交付の申請日までに ZEB・ZEH-M の BELS を取得しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付の申請をしようとする場合は、知事が定める期日までに、別に定める交付申請書兼実績報告書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第 7 条 知事は、第 6 条の申請を受けた場合には、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の審査により、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対してその理由を示すものとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 申請者は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定及び額の確定の通知を受け

た後に交付の申請を取り下げようとするときは、別に定める取下げ書により知事に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 申請者は、補助事業に係る経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 申請者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第7条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

三 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）の規定に基づき、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

(交付の請求)

第11条 第7条第1項の通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める交付請求書を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第2項第2号イ又はウに該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同号イ又はウに該当する者である法人その他の団体）とする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、規則第17条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1（第 4 条） 補助対象施設及び補助金の額等

補助対象者	補助対象施設に係る上乗せ設計を依頼した者		
補助対象施設	県内で新築・改築する、延べ床面積が 300 m ² 以上の ZEB・ZEH-M（倉庫を除く）		
補助対象経費	ZEB・ZEH-M に係る設計検討及び省エネ計算に要する費用		
（※ 1）	BELS の評価申請費用		
補助金の額等 （※ 2、3）	補助対象施設	補助率	補助限度額
	①延床面積が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	1/2	150 万円
	②延床面積が 2,000 m ² 以上	1/2	300 万円

※ 1 上記経費に係る消費税相当額は、補助対象経費としない。

※ 2 ZEB・ZEH-M の複合建築物による補助申請を行う場合には、右表対象部分の補助額を合算するものとする。

※ 3 補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。